

「東三河県庁」について

1 「東三河県庁」のねらい

東三河地域の振興を今後の愛知県全体のさらなる飛躍に向けた大きな柱とする。地域資源を活かした振興施策推進の仕組みとして「東三河県庁」を位置づける。

2 組織体制のポイント

「東三河県庁」をネットワーク型推進組織として位置づけ

東三河担当副知事を「本部長」、東三河の地方機関の長を「本部員」とする地域におけるネットワーク型推進組織として「東三河県庁」を位置づける。

東三河県庁の核となる行政機関として「東三河総局」の新設

「東三河県民事務所」及び「新城設楽山村振興事務所」を一元化して、総合出先機関として「東三河総局」に再編し、「東三河県庁」の核となる行政機関とする。

「新城設楽山村振興事務所」は、奥三河地域における地域振興を幅広く推進するための「総合窓口」として「新城設楽振興事務所」とする。

「企画調整部門」の新設

「東三河総局」に分野横断的な「政策立案機能」と「総合調整機能」を備えた「企画調整部門」を設置し、東三河の振興施策推進の「司令塔」の役割を發揮する。

《政策立案機能》東三河振興ビジョンの策定・推進、三遠南信地域連携の推進 など

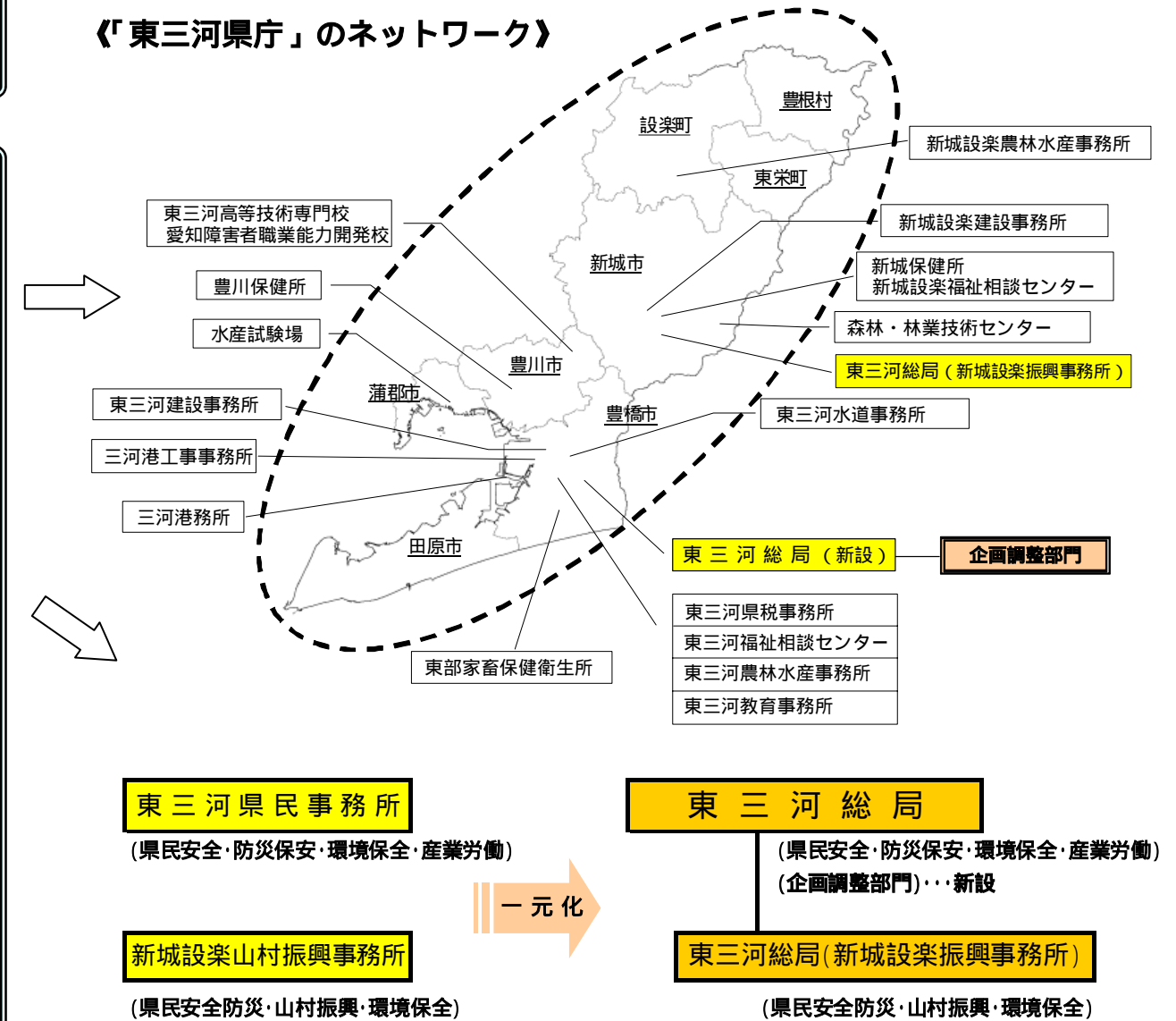
《総合調整機能》東三河地域の諸課題に対応するため部局の枠を超えた総合調整

東三河の地方機関は、現場で培ってきたノウハウを活用し、一体となって政策立案に参画する。

「東三河総合戦略本部」(本部長：知事)を全庁的な推進組織として本庁に設置

市町村、民間組織等との常設の「協議の場」を設置

《「東三河県庁」のネットワーク》



3 本庁機能の移管の概要

地域特性を活かした地域づくりを推進するため、本庁機能の一部を地域の地方機関へ移管し、現場において総合的・自主的な対応が図られるよう機能強化を推進する。

林業振興：「東三河地域の森林計画」の策定・変更を「新城設楽農林水産事務所」で実施

港湾振興：三河港の利用促進のためのポートセールスを「東三河総局」で実施

山村振興：山間地域の集落の機能維持・再生に向けた取組みの推進など「新城設楽振興事務所」の機能を強化

市町村行財政支援：市町村相談の総合窓口としての機能を「東三河総局」へ配置

4 許認可等の権限移譲の概要

地域に密接に関わる許認可権限等の地方機関への移譲を推進するとともに、必要に応じ本庁職員が東三河へ出向いて申請者と相談や協議を実施し、申請者の負担軽減や処理期間の短縮を図るなど、県民サービスの向上を推進する。

《権限移譲》

- ・森林法に基づく知事権限保安林の指定、解除
- ・自然公園法に基づく特別地域内等における行為の許可
- ・介護保険法に基づく介護員養成研修事業者の指定、指導
- ・旅行業法に基づく旅行業の登録
- ・「土地開発行為に関する指導要綱」に基づく事前協議(1~5ha)
- ・エコファーマーの認定 など